

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案・・・ 2

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年12月12日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B27号 株式会社 百年ウォーク

1. 令和6年11月18日
2. 千葉県B地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を5分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |